

理事会運営規程

令和 7 年 4 月 1 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人和歌山県診療放射線技師会(以下、「本会」という。)の定款第 30 条に基づき、本会の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第 2 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 3 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、常務理事の選定及び解職

(決議事項)

第 4 条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 重要な業務執行の決定
- (2) 会長及び副会長と副会長以外の常務理事の選定及び解職
- (3) 委員会の設置と委員長の選定及び解職
- (4) 社員総会に付議すべき事項の決定
- (5) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (6) 内部管理体制の整備
- (7) 事業計画及び収支予算の承認
- (8) 事業報告及び収支計算書類等の承認
- (9) その他法令に定める事項並びに理事会が必要と認める事項

(報告義務)

第 5 条 会長、副会長及び委員長は、理事会開催毎に自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令又は定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があ

ると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(種類及び開催)

第 6 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、年 4 回以上定期に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 定款第 24 条第 4 項の規定に基づく招集の請求があったとき

(3) 監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第 7 条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 2 号の場合は、当該理事が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故等がある場合は、副会長が理事会を招集する。

3 理事改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第 8 条 理事会を招集するときは、会議の目的事項、日時、場所を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日 1 週間前までに総務委員長が通知しなければならない。

(議長)

第 9 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 前項にかかわらず、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ定められた順序に従って副会長がこれにあたる。

3 第 1 項及び第 2 項にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれにあたる。

(決議)

第 10 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人および一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 第 1 項の場合において、可否同数のときは議長の表決により、これを決する。

(監事の出席)

第 11 条 監事は、理事会に出席し、必要な場合には意見を述べなければならない。

(関係者の招聘)

第 12 条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者を招聘し、意見を聴取することができる。

(議事録)

第 13 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、理事会開催前に出席した理事の中から 2 名以上の議事録署名人を選任する。

3 議事録には、議事録署名人及び、監事が押印しなければならない。

(改廃)

第 14 条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(雑則)

第 15 条 この規程に定める事項の他、必要な事項は会長が理事会に図り定める。

附 則

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。